

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取引先・株主・従業員・社会という全てのステークホルダーに支えられた存在であるとの基本認識のもと、上場企業としての社会的使命と責任を果たすため、経営の行動・運営方法が公正・公平かつ透明であり、法令を遵守するものでなければならないと考えております。

この考えのもと、内部監査体制を整備し、企業倫理・法令の遵守に努めるとともに、事業の状況及び最新の企業情報等をタイムリーに提供するなど、ディスクロージャーの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-3】

当社は、最高経営責任者である取締役社長の後継者計画として「あるべき社長像」を策定しており、後継者選定の際には指名・報酬諮問委員会の答申を得て人格、識見、実績等を総合的に勘案して選定しております。また、最高経営責任者以外の経営者の育成に向け、体系的かつ計画的な環境の整備を図っております。

【補充原則4-8-1、補充原則4-8-2】

取締役会の他、執行役員会、コンプライアンス委員会等に出席し、適時会社の状況報告を受けるとともに適切な議論を交わしております。

【補充原則4-11】

当社は、役員候補者選任の過程において、性別や国籍を問わず能力・適性により選任を行っており、ジェンダーや国際性の面での多様性確保については検討を重ねてまいります。また、当社は取締役会の実効性を確保するために、取締役会の実効性に関する書面調査を各取締役及び各監査役に行った上、取締役会において協議・検討を行うこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1)上場株式の政策保有に関する方針

当社は、事業運営上の必要性及び保有の妥当性を取引状況等により検証し、保有リスク・資本コスト等を総合的に勘案して保有意義の有無を年1回取締役会で精査した上、保有意義のない株式は原則保有しないこととし、政策保有株式の縮減を進めております。

(2)保有株式の議決権行使基準

当社は、企業価値の向上の観点から、保有先企業の議案の合理性を総合的に判断の上、議決権を行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役の競業取引及び利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項としております。

また、取締役並びにその近親者及び関連当事者と会社との取引の有無については、毎年定期的に調査を実施しております。

【補充原則2-4-1 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保】

当社では人事ポリシーに沿って採用活動・中核人材への登用を行っております。人事ポリシーは当社ウェブサイトにて開示しております。

また、人材育成および職場環境整備の取り組みにつきましても、当社ウェブサイトにて開示しております。

URL: <https://www.kanaden.co.jp/sustainability/esh/human/>

< 女性社員の管理職比率と登用(女性の活躍推進) >

当社において女性管理職は現在おりません。女性管理職輩出の取り組みとして、一般事業主行動計画において、2021年4月1日から2024年3月31日までの3年間で全社員における女性社員の割合を3分の1以上にすることを掲げ、取り組んでおります。

また、2021年6月には女性社外取締役を選任しております。

< 外国人の管理職比率と登用 >

当社において外国人の管理職は現在おりません。採用活動・管理職への登用においては、国籍の差別なく公平に採用・登用しております。

< 中途採用者の管理職比率と登用 >

当社における中途採用者の管理職比率は、10.9%です。中途採用者比率の増加とともに年々増加しております。

また、執行役員8名(取締役兼務を除く)のうち、2名が中途採用者です。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度を主として導入しており、アセットオーナーとして企業年金の積立金の運用に直接関与してはおりませんが、運営

管理機関である信託銀行等に当社の運用基本方針に基づいて運用するよう委託するとともに、管理部門が定期的に運用実績等を適切にモニタリングしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループは、お客様の立場に立って、よきものづくりに支えられた健全で活力ある社会の発展に貢献することを使命とし、この使命を達成するために、グループの一人ひとりが絶えず品質の向上を図り、お客様に最高のソリューションを提供することで産業界の発展に寄与していただくことを経営理念としております。なお、詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

カナデングループ理念

<https://www.kanaden.co.jp/corporate/philosophy/>

中期経営計画

<https://www.kanaden.co.jp/sustainability/medium-term/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、取引先・株主・従業員・社会という全てのステークホルダーに支えられた存在であるとの基本認識のもと、上場企業の社会的使命と責任を果たすため、経営の行動・運営方法が公正・公平かつ透明であり、法令を遵守するものでなければならないと考えております。

(3)役員報酬等の決定に関する方針

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1.機関構成・組織運営等に係る事項(取締役報酬関係)の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4)取締役・監査役等の指名・選任方針と手続

経営の監督を担うにふさわしい人格、見識及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討し、十分に能力のある者を取締役候補については指名・報酬諮問委員会の諮問を経て、監査役候補者については監査役会の同意を得て指名しております。

また、指名・報酬諮問委員会において、業務執行部門の統括責任者にふさわしい人格、見識及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討し、十分にその能力がある者を執行役員に選任しております。

(5)取締役・監査役等の指名・選任理由

取締役並びに監査役の経歴及び選任理由等については、「株主総会招集ご通知」で開示しております。

<https://www.kanaden.co.jp/ir/stocks/meeting/>

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての開示】

当社のサステナビリティへの取組みおよび人的資本への取組みは当社ウェブサイトで開示しております。

サステナビリティへの取組み

URL: <https://www.kanaden.co.jp/sustainability/>

人的資本への取組み

URL: <https://www.kanaden.co.jp/sustainability/esh/human/>

また、当社は商社という業態から、特許法等で保護される知的財産は極めて少数です。しかしながら、当社がサステナビリティへ取り組む上で、永年培われてきた技術・ノウハウ等をさらに進化させていくことは必要不可欠であり、当社はそれらを競争の源泉である知的財産・無形資産であると位置づけております。現在取り組んでおりますカナデンDXでは、それらをデジタルデータ化し、活用することで当社をより発展させてまいります。

【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項等】

取締役会は、法令、定款に定められるもののほか、重要な業務執行の意思決定等を取締役会規則に基づき行っております。なお、当社は、執行役員制度を導入しており、業務執行の統括責任者として職務権限規程に基づき業務執行を委嘱しております。また、取締役及び執行役員で構成する執行役員会を毎月一回定期的に開催し、業務執行内容の報告を求め、経営の意思決定が適確に業務執行部門に浸透する仕組みを採用しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準等】

社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うにふさわしい人格、見識及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力があり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たすなど、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性のある者を、社外取締役候補者に指名することを基本方針としております。

【補充原則4-10-1任意の仕組みの活用】

本報告書「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、迅速かつ適確な経営判断がなされるよう社外取締役3名を含む9名で構成しております。取締役候補者は、原則として執行役員の中から取締役としてふさわしい人物を指名・報酬諮問委員会を経て審議し、会社推薦することとしております。

また、各取締役が有する主な専門的経験は、株主総会招集ご通知および年次報告書で開示しております。

招集ご通知

<https://www.kanaden.co.jp/ir/stocks/meeting/>

年次報告書

<https://www.kanaden.co.jp/ir/library/kanaden-report/>

なお、独立社外取締役3名の内、1名が他社での経営経験を有しております。

【補充原則4-11-2 取締役及び執行役の他の上場会社の役員兼任状況】
取締役の重要な兼職状況については、「株主総会招集ご通知」等で毎年開示しております。
<https://www.kanaden.co.jp/ir/stocks/meeting/>

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】
取締役会議長は、取締役会の実効性に関する書面調査を各取締役及び各監査役に行った上、取締役会にて協議・検討し、その結果を年次報告書で開示することとしております。
<https://www.kanaden.co.jp/ir/library/kanaden-report/>

【補充原則4-14-2 取締役及び執行役に対するトレーニングの方針】
取締役候補者である執行役員には、経営幹部として求められる役割・責務や対応等に関する研修を実施しております。
また、取締役就任後も取締役としての役割・責務が適切に果たせるよう、コンプライアンス教育や取締役向け研修を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めることを基本方針としております。
この方針のもと、当社では、株主との対話を担当する部署を総務人事部としております。
また、当社では、個別訪問による株主・投資家との対話に加え、機関投資家・アナリスト向けの決算説明会を原則年2回実施するとともに、年1回株主アンケートを実施し、広く株主のご意見・ご提案をお聞きし、事業活動並びにIR活動に反映させております。
なお、株主・投資家との対話並びに情報開示においては、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	7,204,000	26.89
カナデン取引先持株会	2,964,400	11.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,969,500	7.35
カナデン従業員持株会	954,041	3.56
株式会社三菱UFJ銀行	751,872	2.81
三菱倉庫株式会社	656,329	2.45
明治安田生命保険相互会社	600,922	2.24
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	516,400	1.93
東京海上日動火災保険株式会社	455,654	1.70
DFA INTL SMALL CAP VALLUE PORTFORIO	399,100	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 注 1 当社は、自己株式を1,808,238株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2 持株比率は自己株式(1,808,238株)を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項ありません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
神 毅	弁護士													
永島 義郎	その他													
伊藤 弥生	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神 毅		神毅氏は、当社と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。	神 毅氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、上場企業の社外取締役並びに社外監査役の経験から、コンプライアンス・ガバナンス等について適切な助言を期待し選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。
永島 義郎			永島義郎氏は、会社経営者としての経験に加え、上場企業の監査役並びに社外取締役の経験を有していることから、事業戦略や財務戦略等について適切な助言を期待し選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。
伊藤 弥生			伊藤弥生氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、経営企画やICTに関する豊富な経験と知識を有しており、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する当社の経営に適切な助言を得られるものと期待し選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	1	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	1	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るため、指名・報酬諮問委員会を設置しています。

指名・報酬諮問委員会は、社外取締役3名を含む取締役4名で構成しており、取締役及び執行役員の選任・解任(解職)及び報酬並びに後継者計画の策定・運用に係る事項等について取締役会又は代表取締役からの諮問を受け、委員会において審議・答申を行っています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人とは、定期的な意見交換を行っております。
 内部監査部門は監査役に対し、当社及び当社グループに重要な影響を及ぼす事項、監査の状況、その他コンプライアンス上重要な事項等を報告するものとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山村 耕三	他の会社の出身者													
野見山 豊	他の会社の出身者													
一法師 信武	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山村 耕三			山村耕三氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、三菱電機株式会社営業本部事業企画部代理店グループマネージャーの職にあり、グループ企業の監督に関する十分な知識を有しておられますので、社外監査役として選任しております。 なお、当社は三菱電機株式会社と取引関係にあり、同社は当社の株式(自己株式を控除した出資比率26.89%)を保有しております。
野見山 豊		野見山豊氏は、株式会社寺岡製作所の監査役であり、同社管理部門の要職を歴任するなど経営に対し高い見識を有しておられます。当社と同社は2004年6月から監査役を相互に就任させております。当社は同社と取引関係にありますが、その取引額は極めて僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はありません。	野見山豊氏は、株式会社寺岡製作所の監査役であり、同社管理部門の要職を歴任するなど、経営に対し高い見識を有しており、内部監査について適切な助言を期待して選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。

一法師 信武		<p>一法師信武氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、会計分野に関する研究及び教授等を通じ、財務・会計に関する相当な知見を有していることから、財務会計並びに内部統制について適切な助言を期待し選任しております。</p> <p>また、同氏は独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断しております。</p>
--------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬(賞与)及び中長期的な企業価値の向上に資する株式報酬により構成しております。

また、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

なお、上記業績連動報酬(賞与)、株式報酬の決定に関する方針は、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2020年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額	基本報酬	賞与	株式報酬
取締役(うち社外取締役) 9名(2名)		230百万円(14百万円)	116百万円(14百万円)	77百万円()	35百万円()
監査役(うち社外監査役) 3名(2名)		20百万円(8百万円)	20百万円(8百万円)		
合計(うち社外役員) 12名(4名)		250百万円(22百万円)	137百万円(22百万円)	77百万円()	35百万円()

注 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれません。

- 業績連動報酬の指標及び株式報酬の内容に関しては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。
- 取締役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与及び賞与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。また、この報酬限度額とは別に2018年6月20日開催の第168回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役2名）です。加えて、2021年6月24日開催の第171回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬を、業績連動型勤務条件型の2種類で構成することを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。
- 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額50百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬限度額を決定しております。また、取締役の報酬等の決定方針については、以下のとおりとしております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成するが、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、役位に応じた月例の固定報酬とし、外部専門機関の客観的な報酬調査データ（業種・業態および売上高、時価総額、従業員数等）ならびに従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度の連結経常利益の一定割合を原資とし、賞与として毎年一定期日に支給する。

個人別の報酬額は、業績貢献度および役位をもとに決定する。

また、非金銭報酬等は、以下の譲渡制限付株式報酬とする。

<譲渡制限付株式報酬の内容>

(1) 概要

社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という）に付与する譲渡制限付株式について、(ア)「対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて、譲渡制限を解除するもの（以下「業績連動型譲渡制限付株式報酬」という）と、(イ)「対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除するもの（以下「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」という）とが併存する形とする。

(2) 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限額および上限数

対象取締役に譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総額は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額300百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額300百万円以内とし、これらの合計は年額500百万円以内とする。また、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内とし、これらの合計は年100千株以内とする。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとする。

譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行または自己株式の処分が行われるものであり、金銭の払込み等は要しないが、対象取締役の報酬額は、1株につき取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算出する。

(3) 対象取締役に対して付与する業績連動型譲渡制限付株式の概要

業績連動型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約1」という）を締結するものとする。

イ. 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約1により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式1」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限1」という）

譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までの内、取締役会が定める期間とする。

ロ. 対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて、本割当株式1の全部または一部について譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限1を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限1を解除された本割当株式1を自由に譲渡等することができる。

八. 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式1を当然に無償で取得する。

他方、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限期間が満了した時点で本割当株式1の全部または一部の譲渡制限1を解除する。

二. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(ロ)および(ハ)の定めに基づき譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得する。

ホ. 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式1の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限1を解除する。

へ. 上記(ホ)に規定する場合においては、当社は、上記(ホ)の定めに基づき譲渡制限1が解除された直後の時点においてなお譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得する。

ト. 上記(イ)から(へ)のほか、本割当契約1における意思表示および通知の方法、本割当契約1改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約1の中で定める。

(4) 対象取締役に対して付与する勤務条件型譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく勤務条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約2」という。)を締結するものとする。

イ. 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約2により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式2」という)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。(以下「譲渡制限2」という)譲渡制限期間は、1年間から5年間までの内、取締役会が定める期間とする。

ロ. 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式2を当然に無償で取得する。

ハ. 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式2の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限2を解除する。ただし、対象取締役が、上記(ロ)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(ロ)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限2を解除する本割当株式2の数および譲渡制限2を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

二. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(ハ)の定めに基づき譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得する。

ホ. 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式2の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限2を解除する。

へ. 上記(ホ)に規定する場合においては、当社は、上記(ホ)の定めに基づき譲渡制限2が解除された直後の時点においてなお譲渡制限2が解除されていない本割当株式2を当然に無償で取得する。

ト. 上記(イ)から(へ)のほか、本割当契約2における意思表示および通知の方法、本割当契約2改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約2の中で定める。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

役位	基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	
			業績連動型	勤務条件型
取締役社長	42.3%	43.5%	7.1%	7.1%
役付取締役	43.7%	42.7%	6.8%	6.8%
取締役	44.9%	41.9%	6.6%	6.6%

注 1 報酬には使用人兼務分を含める。社外取締役は含まない。

2 上記割合は中期経営計画ES・C2025の経営目標数値を100%達成した場合の割合を示しており、業績の結果によって報酬の割合は変動する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では、社内規程に基づき各取締役の基本報酬の額、各取締役の業績貢献度、役位に応じた賞与の配分、および株式報酬の割当てを算定し、その内容について指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し個人別の報酬等の内容を決定することとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の補助及び情報伝達はその必要の都度、又は、社外取締役及び社外監査役の要請により本社総務人事部門が担っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、迅速かつ適確な経営判断がなされるよう社外取締役3名を含む9名で構成しており、2ヵ月毎の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、業務執行取締役で構成する経営会議を取締役会の補助機関として設置し、原則毎週一回、経営に関する重要事項について審議・意思決定を行っております。

さらに、取締役及び執行役員で構成する執行役員会を毎月一回定期的に開催し、業務執行内容の報告を求めるとともに、経営の意思決定が適確に業務執行部門に伝わる仕組みとしております。

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成され、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会・執行役員会その他重要な会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなどの監査を実施しております。また、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めるとともに、監査も実施しております。

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しておりますが、同監査法人及び当社会計監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また、同監査法人は自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当社は同監査法人との間で会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っております。

当社は、内部監査部門として監査部を設置し、監査部長を含む4名体制で業務執行から独立した立場で各事業部門の事業運営活動が法令、定款、社内規程並びに会社の経営方針や事業計画に沿って行われているかを検証し、各事業部門に具体的な助言・勧告を行うことにより、会社の健全性の保持に努めております。内部監査は年間計画に基づき実施され、その結果は代表取締役、監査役に報告され、実施状況・結果を経営者が把握するとともに、対象部門の執行役員がフォローアップを実施しております。

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るため、2018年度から指名・報酬諮問委員会を設置しています。

指名・報酬諮問委員会は、社外取締役3名を含む取締役4名で構成しており、取締役及び執行役員の選任・解任(解職)及び報酬並びに後継者計画の策定・運用に係る事項等について取締役会または代表取締役からの諮問を受け、委員会において審議・答申を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度採用しております。また、執行役員制度により、経営と執行を分離することで取締役会は意思決定の迅速化と経営の効率性を高めるものとしております。なお、この執行役員制度は株主の信任を得て、定款においても規定しているものであります。さらに、社外取締役3名と社外監査役3名を招聘することにより、経営の透明性と公正さを確保しております。

また、社外取締役3名を含む指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の指名・報酬に関する手続の公正性・透明性・客観性を担保しております。

このように業務執行、監査・監督等の区分を明確にし、統制を図ることにより当社の企業統治体制は十分有効に機能しており、現時点において当社に最も適した仕組みであると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	「株主総会招集ご通知」の要約を英訳し、東京証券取引所及び当社のウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会の動画を当社ウェブサイトにて事後配信しております。 https://www.kanaden.co.jp/ir/library/results-briefing/

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.kanaden.co.jp/ir/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期(中間)決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信や有価証券報告書等の開示資料を掲載しております。 https://www.kanaden.co.jp/ir/library/settlement/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部	
その他	年1回、株主アンケートを実施し、株主の皆様のご意見をお聞かせいただいております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループ理念において、ステークホルダーの尊重に立脚した考えを十分に反映し規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グループ理念で「環境経営」を重要課題の一つとしており、クリーンな地球環境を次の世代に引き継いでいくことが私たちの使命であると考え、カナデングループ環境方針のもと、地球環境の保全と調和を目指しております。 事業活動においては、お客様に最適なソリューションを提案することにより、新たな環境ビジネスを創出していきます。 環境保全・社会貢献活動の詳細は、 https://www.kanaden.co.jp/sustainability/ に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、グループ理念に「公明正大な経営」を掲げ、高い倫理観を持ち、健全で誠実な事業活動によって、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えることとしております。 この方針のもと、当社グループは、広く社会とのコミュニケーションを心がけ、企業情報の適時、適切な開示を行っております。 また、当社グループをより深くご理解いただくために、年1回当社グループの事業活動を取りまとめた年次報告書を発行しております。
その他	取締役・監査役・執行役員の構成について 女性の人数 1人

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、役員及び従業員が法令を遵守し社会規範に則った事業活動を行うために企業倫理ガイドラインを定め、あらゆる機会を通じ教育を行う。
- (2) 当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員及び従業員が高い倫理観に基づいた行動をするよう、コンプライアンス推進のための取り組みを協議・実行する。
- (3) 当社は、反社会的勢力及び団体に対し、企業倫理ガイドラインをもって関係拒絶の姿勢を明確にし、これを実行する。
- (4) 当社は、役職者が法令及び定款に適合した職務執行をすることを確保するために職務権限規程を定め、各職位に対する責任と権限を明確にする。
- (5) 当社は、本社総務部門、人事部門、監査部門並びに顧問弁護士を窓口とした企業倫理ホットラインを設け、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速かつ適切な是正措置を講ずる。
- (6) 当社は、稟議規程を定め、職務権限規程に則った責任と権限の明確化を促し、確認を保証し、記録を行い、その保存及び管理を通じて業務の適正を確保する。
- (7) 当社は、代表取締役の指示のもと、当社グループ全体の内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、財務報告に係る内部統制の適切かつ適正な運用を行う。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社は、取締役会規則及び経営会議規程の定めに基づき取締役会議事録及び経営会議議事録を本社総務部門において10年間保管する。
(2)本社総務部門は、取締役又は監査役が取締役会議事録又は経営会議議事録の閲覧を要請したときは、速やかにこれを閲覧に供せねばならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社及び当社グループに及ぶ総合的なリスクの監視及び対応は本社総務部門が担い、財物リスク、法務リスク、環境リスク、労務リスク、情報セキュリティ、取引信用リスク等、各部門所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行う。
(2)当社及び当社グループが危機的な状況に置かれた際の基本対応を危機管理規則及び災害対策規則として定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、当社グループの経営理念及び経営方針を定め、これらを具現化するために中期経営計画を策定する。
(2)当社は、経営の意思決定の迅速化と事業活動の機動性を確保するために執行役員制度を制定する。
(3)取締役会は、執行役員の選任を行うとともに執行役員規程及び執行役員会規程を定め、執行役員の業務執行を監督する。

5. 当社及び当社関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社が業務の適正を確保するために関係会社管理規定を定め、同規定に基づき事業推進部門が関係会社を所管する。
また、当社は、当社役員又は従業員に關係会社の取締役又は監査役を兼務させ、当該兼務者をして關係会社の取締役の職務執行状況を告させる。

- (1)事業推進部門は、職務権限規程に則り関係会社に対し企業統治等、業務の適正を確保するための総合的な助言・指導を行う。
(2)監査部門は、関係会社に対し定期的な業務監査を行う。
(3)本社総務部門は、関係会社に対し法令遵守等の助言・指導を行う。
(4)輸出管理部門は、関係会社に対し安全保障輸出管理の助言・指導を行う。
(5)人事部門は、関係会社に対し労務管理の助言・指導を行う。
(6)経理部門及び財務部門は、関係会社に対し財務・会計に関する助言・指導を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)当社は、監査役会と協議のうえ監査役の職務を補助すべき使用人を設置しない。但し、監査役から特段の求めがあったときは、臨時にこれを設置する。
(2)臨時に監査役の補助をする者は、管理部門に属する非管理職者とし、監査役の補助に従事するときは監査役以外からの指揮命令を受けない。
(3)臨時に監査役の補助をする者の補助に従事した期間に係る人事考課及び人事異動は監査役会に意見を求める。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び従業員は、監査役会に対し法定事項に加え当社及び当社グループに重要な影響を及ぼす事項、会計監査人及び内部監査人による監査の状況、その他コンプライアンス上重要な事項等を報告するものとし、報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けることはない。
(2)当社は、企業倫理ホットラインの運用により、法令・定款等に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上重要な事項等について知り得たときは監査役へ適切な報告をする。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役会と代表取締役との間で、定期的に意見交換会を開催する。
(2)当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、これに応じる。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向け、企業倫理ガイドラインに次のように定めております。

- (1)違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。
(2)反社会的勢力には毅然と対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。
(3)会社または自らの利益を得るために反社会的勢力を利用しません。
(4)反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も行いません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、適時開示体制について次のとおり定めております。

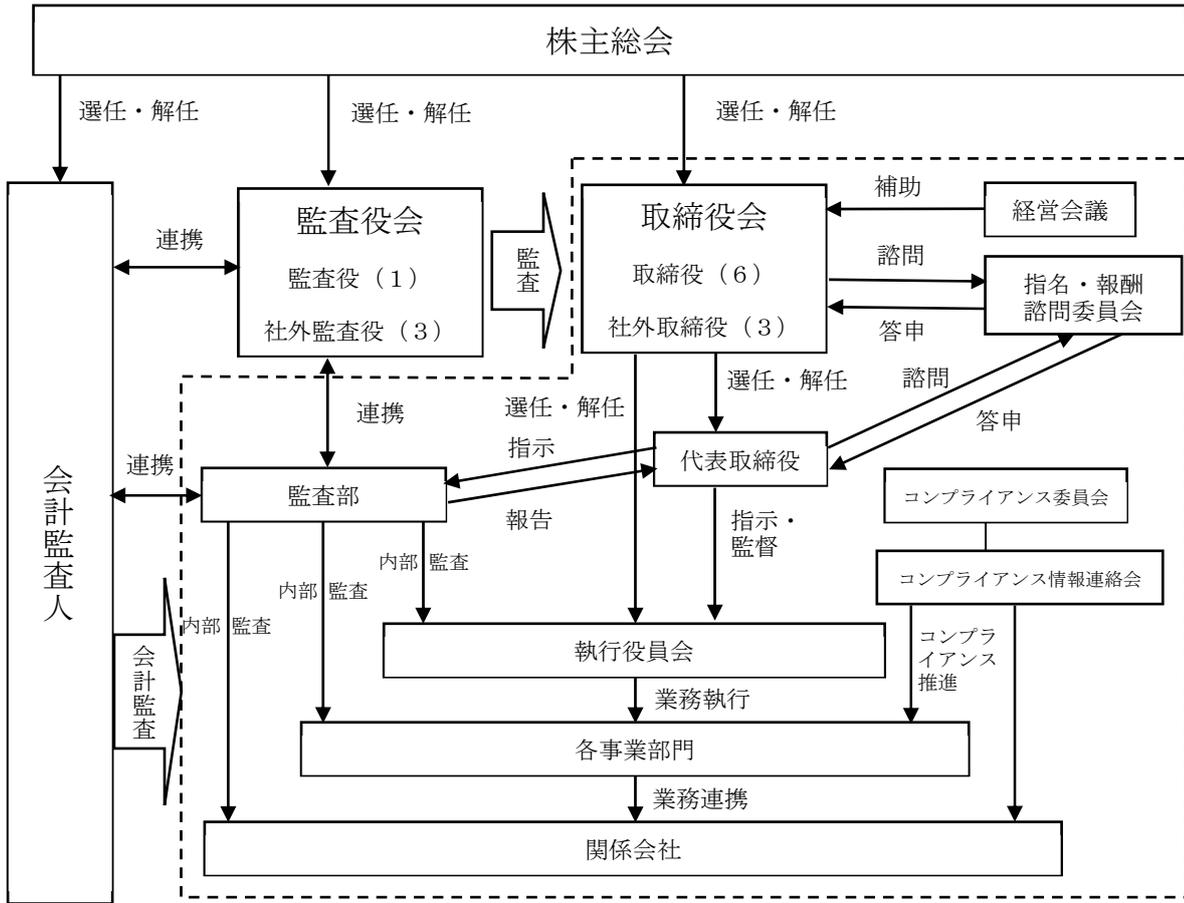
[決定事実・決算情報の開示に係る社内体制]

・取締役会決議後、代表取締役が適時開示規則に則り速やかに情報開示。

[発生事実の開示に係る社内体制]

・事実発生後、代表取締役が適時開示規則に則り速やかに情報開示。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。



【決定事実・決算情報の開示に係る社内体制】

- ・取締役会決議後、代表取締役が適時開示規則に則り速やかに情報開示。

【発生事実の開示に係る社内体制】

- ・事実発生後、代表取締役が適時開示規則に則り速やかに情報開示。

